

荒木隆人著
『カナダ連邦政治とケベック政治闘争
——憲法闘争を巡る政治過程』
法律文化社、2015年

伊達聖伸
DATE Kiyonobu

カナダ連邦では英語とフランス語の二言語による多文化主義が採用されているのに対し、ケベック州はフランス語を唯一の公用語としている。そして、カナダの1982年憲法をケベック州はいまだに批准していない。そのようなケベック州は、これまで連邦政府に対して「特別の地位」や「独特の社会」であることの承認を求めてきた。このような状況は、ともすると次のような印象を与えがちだ。すなわち、英語系カナダは個人主義に基づく普遍主義的な人権に依拠しているが、言語権という集団主義的な権利を主張するフランス語系のケベック社会では集団主義の原理が個人主義に優越している、と。

本書は、カナダ連邦とケベック州のあいだで戦わされた1967年から1982年までの時期の議論を3幕構成の「憲法闘争」として読み解き、このような通念に再考を促そうとするものだ。主役格の2人は、1967年に連邦政府の法務大臣となり、1982年のカナダ憲法と人権憲章を制定したピエール・エリオット・トルドー（Pierre Elliott Trudeau）と、トルドーに抗してケベックの立場を主張したルネ・レヴェック（René Lévesque）。通念を見直すに当たっての鍵となるのは、ケベックにおける個人主義と集団主義の関係の解明だから、著者にとっての重心はややレヴェックに傾いていると言えそうだ。

いわゆる「ケベック問題」は、カナダ連邦政府の側から検討するのか、それともケベック州の側から検討するのかで、違った様相を呈してくる。カナダをひとつのネイションと見なすのか、それとも複数のネイションから構成される連邦制と見なすのか。ケベック州が、カナダからの独立ではなく、複数のネイションの共存を目指す「マルチナショナル連邦制論」の立場を採用するとしても、やはりそこにおいて出てくるのは、自分たちにはカナダの他の州にはない特別な権限を要求するだけの理由があるという主張である。そこにおいて構想されているのは、ケベック州に対する権限の配分が他の州と比較して不均等な「不均等連邦制」としてのカナダである。

本書は、筆者の博士論文をもとにした最初の単行本であり、議会の議事録、政党の資料、政治家の回顧録などを用いながら、若い貴重な時間を多く注ぎ込んでできた労作である。評者は、筆者のような政治学や法学の専門家ではなく、先行研究の整理の仕方の妥当性などについて必ずしも的確に判断できないし、こちらの思い違いもあるかもしれないが、各章の内容をまとめながらいくつかのコメントをしていきたい。

第1章は「ケベック問題の所在」と題され、カナダの歴史を英語系とフランス語系の対立と協調として概観し、フランス語系が英語系に対して経済的劣位に置かれてきたことが「ケベック問題」の背景にあることを確認し、トルドーとレヴェックの経歴を紹介している。次章以降に展開される3幕の憲法闘争の前提を提示する章だが、概説的な叙述が多く、ともするとなかなか論点が見えてこない。しかし、最も重要なポイントは、1867年のカナダ連邦結成に対する見方が、英系カナダ人とフランス系カナダ人では違う、という点であろう。英系にとって、この出来事は「国民国家」の成立ではなく、あくまで「イギリス帝国の自治領の成立」であった。そのため、英系はカナダ自治領の成立を「カナダ・ネイションの建設とはみていなかった」。これに対し、フランス系はこれを「2つの建国民族の契約」としてとらえた(23、28頁)。この相違が、20世紀後半以降の連邦政府とケベック州政府がケベック問題をとらえるときの違いに反映されてくるというラインをもっとはつきり示したほうが、議論としては引き締まったのではないか。

第2章は「憲法闘争の第1幕——3つの憲法構想を巡る憲法闘争」として、1967年から翌年にかけての時期に焦点を合わせ、カナダ憲法がイギリスから移管されることを見据えて提起された3つの憲法構想の特徴を明らかにし、それらが政治的駆け引きのなかでたどった消長を跡づけている。「静かな革命」を推進してきたケベック自由党は、1966年の州議会選挙でユニオン・ナショナル党に破れるが、その一因は明確な憲法構想を持っていない印象を世論に与えたためとされる。このような状況で憲法構想の議論が活発になり、ケベックはカナダのなかで「特別の地位」を享受すべき州であるという声が高まってくる。なかでも筆者が「包括的なもの」と見なして詳しく紹介しているのが、『ル・ドゥヴォワール』紙の編集長クロード・ライアン(Claude Ryan)の論説である。与党のユニオン・ナショナル党も、野党のケベック自由党も「特別の地位」構想を取り込んでいくが、レヴェックはケベック自由党を離れて「主権連合」構想を練りあげていく。これは、ケベックを主権国

家として政治的に独立させたいうえで、カナダの残りの州と経済連合を築こうとするものである。一方トルドーは、カナダは自由で平等な個人からなるあくまで1つのネイションであって、ケベック州に特別な権限を与えることは認められないと考えていた。そのトルドーが活躍した1968年の連邦・州憲法会議でケベックの「特別の地位」構想が否定されると、ケベック自由党は「特別の地位」の文言を取り下げてトルドーの路線に譲歩し、憲法問題よりも経済問題を重視する方向に傾いていく。一方、ケベック党の「主権連合」の構想が州民の期待を集めていくことになる。

筆者はこの章で、クロード・ライアン、ケベック自由党のポール・ジェラン＝ラジョワ (Paul Gérin-Lajoie)、ユニオン・ナショナル党のダニエル・ジョンソン (Daniel Johnson) の「特別の地位」構想のニュアンスの違いを示し、さらにそれらをレヴェックの「主権連合」構想およびトルドーの「連邦制」構想と比較対照させている (61 頁の図) が、この整理は簡便にして要を得ている。

第3章「憲法闘争の第2幕——ケベック言語法を巡る政治闘争」は、1977年に制定された「フランス語憲章」の成立過程を跡づけながら、当初ケベック党が考えていた「ケベック人」の定義に修正が施されたことに注目し、同法には個人の権利を主張するカナダ連邦主義的な発想も流れ込んでいると論じる。トルドーが考える2公用語政策は、個人としてのカナダ人が英語でもフランス語でサービスを受けることができるようにすることを狙っていた。1974年にケベック自由党が議会で提出した22号法案は、フランス語をケベックの公用語と位置づけてはいたが、実質的にはフランス語1言語主義ではなく「健全なほどの2言語主義」(85頁)であった。この法案を強く批判したケベック党は、1976年に州政権を掌握すると、フランスを話すことがケベック人 (peuple québécois) の条件をなすと解釈できる法案を通そうとした。しかし、1975年のケベック人権憲章制定に際して設けられた人権憲章委員会は、個人の権利の保護を重視する観点から、フランス語を「ケベック人固有の言語」としてではなく「社会の共通語としての言語」として位置づけることを勧告した。その結果、フランス語憲章はたしかにフランス語をケベックの唯一の公用語と定めたが、フランス語を話すことをケベック人の条件とすることまではできなかった。

第4章「憲法闘争の第3幕——カナダ1982憲法および人権憲章制定を巡る憲法闘争」は長大な章だが、1982年の憲法に個人的権利の尊重を謳う人権憲

章を盛り込んだトルドーと、人権憲章の憲法化に抵抗したレヴェックを対照させ、レヴェックの人権理解を試みているところが最大の焦点であろう。トルドーは個人の権利を保護する権限を裁判所に与える司法優位の法体制を思い描いていたが、レヴェックはそのような制度では権利を民主主義の原理にしたがって構成する契機が奪われると反対する。レヴェックは、権利の具体的な内容は議会の議論と時代の流れに応じて変化するとの認識に立ち、連邦の憲法に人権憲章を盛り込むよりも、州政府が憲章を備える分権的な連邦制を支持する。トルドーは個人の権利を保護する観点から2言語主義の憲法化を試みたが、レヴェックは個人の権利と集団の権利を相互補完的にとらえ、ケベック人の個人的権利は集団的権利が保障されることによって保たれているとの理解を示す。このようなトルドーとレヴェックの「対決」からは、言語権という人権を個人に対して効果的に保障するには、ひとつの正解があるわけではないことが浮かびあがる。

第5章「カナダ憲法闘争の今日的意義」は、カナダとケベックの関係から浮かびあがる不均等連邦制論を、ベルギーのフランデレン地域とワロニー地域の関係、スペインとカタルーニャ州の関係、イングランドとスコットランドの関係などと比較していく可能性を示唆するものである。比較の展望を切り開こうとする姿勢は評価できるが、本章の冒頭に掲げられた「レヴェックの議論がこのようなヨーロッパの国内ネーションの運動に与えた影響を考察する」(163頁)という目的が果たして達成されているかどうか。これらのヨーロッパ国内ネーションが先例となるケベックを参照するのは当然の前提であり、ルネ・レヴェックの「政治哲学」がどこの誰にどのように取り入れられたのかを論じ、受け手側の特徴をそのレヴェック像を通して描くことができはじめて、具体的な分析と言えるはずである。もっとも、このような企ては本書の課題範囲を越えることになるだろう。

全体的なことと言い残したこととしては、よりの確な概念規定を行ない、筆者の中核的な主張がおのずと浮かびあがってくるような叙述をすることができれば、評者のような門外漢にも、もっと理解しやすかったのにとと思われる。たとえば、「ネーション」(nation)と「ピープル」(people)と「民族」(race)の概念規定については、どこかで議論しておく必要があったのではないか。細かいことのようにだが、ヴィクトリア(またはバンクーバー)「方式」「様式」とあるのは、用語の不統一だろうか。索引があるのはよいが、項目に対応する頁が明らかに不足していてあまり使えない。カナダとケベックの関係を論

じるときには、いつも頭を悩ませる問題ではあるが、本書における英語とフランス語の原語挿入の基準の違いについて、一定の指針を明示してほしかった。

とはいえ、本書は多くの資料を読み込み、個々の具体的な議論を掘り下げて再構成する一方で、それらを長い歴史のなかに、そして広大な比較の視座のなかに位置づけようとする姿勢を窺わせるものである。最初の単著に研究者のすべてが詰まっているとするならば、本書では粗描きに留まっているものに今後どのような手が加えられていくのかが楽しみである。評者は本書から多くのことを学ぶことができた。そのことに感謝して擱筆したい。

(だて きよのぶ 上智大学准教授)